はじめに

スタンダードレベル日本史にようこそ。この講義は，私大入試の土台づくりや、共通テストおよび基礎知識しか必要のない東京大学のような国立大学二次試験を受験する人に必要な知識をつけてもらうためのものです。高１・２生が受講しても全く問題ありません。文化史を含む日本史探究をコンパクトに解説していきます。講義の性質上，スピードは速く，板書も極力省いてあります。そのかわり，テキストは，このレベル設定においては他の追随を許さない詳しさです。

①受講の仕方

予習は必要ありません。そのままいきなり受講してください。「○○してから」等と言い訳をしているといつまでもスタートできません。

※とはいえ、それでも不安な人は、中学歴史講座を見直してもらう程度で結構です。高校教科書を一読してから、では決してありません。この講座はそれをやっていくに等しいレベル設定ですから。すなわち、一緒に教科書を隅々まで読んでいこう、ということです。

②板書について

基礎〔ベーシック〕を黄，応用〔スタンダード〕を白，発展〔ハイレベル〕を赤で。ただ，授業はあくまでも聞くものだと思うので，極力少なくしています。板書は、テキストにそのまま書きこんでください。特別にノートを用意する必要はありません。

※その時々で授業内で指示はしますが、多めの板書をテキストの空白部分に写してもらう際は、映像を停止して行えば焦りが取れ、知識の定着率がよくなります。

③復習について

最低限が、テキストをざっと見直す⇒確認テスト。理系や共通テスト以外必要ない文系の人はこれに過去問を加えれば十分でしょう。最大限が、テキストをざっと見直す⇒確認テスト⇒日を空けて教科書・参考書など読み物⇒問題集⇒日を空けて一問一答集⇒年代や将軍・内閣などの暗記⇒過去問などというのが一連の流れです。ただし、受験科目は日本史探究だけではないので、必要なものを選択し、なるべく効率よい勉強を心がけてください。

最終的に出来るようになれば何でも結構です。映像も何度も見直す必要はありませんし、倍速で見ていただいても結構です。そのためにわざとゆっくり話しています。

※覚えていないのに問題を解くのですか？　とよく聞かれます。すでに覚えてるなら解く必要はないですよね。解いてから覚えるのではなく，解いて，間違えて覚えるのです。

歴史は暗記科目ですから、覚えさえすれば必ずできるようになる科目です。効率のよい方法をこの講座が提示します。

怖がりすぎず、がんばってくださいね。

伊藤賀一

目　次

第15講　江戸時代Ⅳ	p４
第16講　江戸時代Ⅴ	p22
第17講　江戸時代Ⅵ	p46
第18講　明治時代Ⅰ	p66
第19講　明治時代Ⅱ	p84
第20講　明治時代Ⅲ	p106
第21講　明治時代Ⅳ	p140
第22講　明治文化	p160
第23講　大正時代Ⅰ	p188
第24講　大正時代Ⅱ・昭和時代Ⅰ	p222
第25講　昭和時代Ⅱ	p258
第26講　昭和時代Ⅲ	p292
第27講　昭和時代Ⅳ	p322
第28講　昭和時代Ⅴ・平成時代	p340

〈***Note***〉

第15講　江戸時代Ⅳ

1　享保の改革

はじめて御三家の**紀伊藩主**から**８代将軍**となった，**徳川吉宗**の治世（1716年～45年）。

①性格

A　復古理想主義

「諸事権現様（＝家康）御掟の通り」

☆1728年に65年ぶりの日光社参を命じ，強い将軍像を誇示。

B　財政再建を主眼とし，商業資本を掌握

---

②将軍親政の開始

A　**５代綱吉以来の側近政治を廃止**

新井白石・間部詮房を罷免，譜代大名・旗本重視の将軍独裁政治を展開。

☆新設した御用取次を介し，将軍の意志を直接幕政に反映させた。

B　**積極的な人材登用**

あ　**大岡忠相**（旗本のち譜代大名）

町奉行のち寺社奉行に登用，町火消や小石川養生所の創設に尽力。

い　**神尾春央**（旗本）

勘定奉行に登用，強力な年貢増徴策を断行。

☆「胡麻の油と百姓は，絞れば絞るほど出る物也」―『西域物語』より―

う　**田中丘隅**（東海道川崎宿の名主）

代官に登用，意見書『**民間省要**』を吉宗に献じる。

え　**荻生徂徠（古学者〔古文辞学派〕）**

吉宗の諮問に答え，経世論『**政談**』を献じる。

お　**室鳩巣　（朱子学者〔京学〕）**

吉宗の侍講に登用，民衆教訓書『**六諭衍義大意**』を著す。

---

③封建道徳の強調

A　武士

武芸・水練の奨励，鷹狩の再興など。

B　民衆

寺子屋教育における封建道徳の強調。

---

④政治の刷新

A　行政機構の改革・代官の綱紀粛正

B　**武家諸法度・朝鮮通信使の待遇を綱吉期と同様に戻す**

C　**相対済し令**　（1719年～）

裁判事務の簡素化を目的に，金銀貸借・売掛金などの訴訟〔金公事〕の不受理を通告。借金を踏み倒す者が続出し，窮乏する旗本・御家人の救済手段ともなった。

D　**目安箱の設置**　（1721年）

江戸城評定所の門前に設置。記名制で将軍自ら庶民・牢人の意見を聞く。

☆**町火消**（いろは47組），**小石川養生所**の設置（町医者小川笙船の提言）などが実現。

E　**足高の制**　（1723年）

役職の基準石高〔役高〕（大番頭＝5000石，大目付・町奉行・勘定奉行＝3000石など）を決め，それ以下の者が就任するとき，**家禄に対する不足分〔役料〕を在職期間中のみ支給**する制度。

☆**少ない財政負担による旗本の人材登用が目的。**

F　**公事方御定書**　（1742年）

従来の法令・判例を集め，裁判・刑罰の基準や連坐制の緩和などを定める。

☆上下巻に分かれ，刑法となる下巻は「**御定書百箇条**」とよばれる。

G　御触書寛保集成（1744年）

元和期～寛保期までの，幕府の御触書を集めたもの。同時に以後の記録・保存を命じた。

☆のち宝暦期・天明期・天保期にも集成された。

---

⑤財政の再建

A　倹約令

支出の抑制，生活の緊縮，士風の引き締めを命じた。

B　勝手掛（かってがかり）老中の復活

正徳の治では一時廃止されていたが，松平乗邑（のりさと）を就任させた。

C　**上げ米（あげまい）**（**1722年**～30年）

大名から１万石につき100石を臨時に上納させるかわりに，参勤交代の江戸在府期間を半年に短縮。

☆幕領の年間収入は１割以上増収となり，**幕府財政は一時的に回復。**

D　**流地（りゅうち）禁止令〔質流（しちなが）しの禁令〕**（1722年～23年）

本百姓体制の維持をはかり，**田畑の質流しによる実質的売却を禁止。**

☆これを徳政令と独断した農民により，越後国頸城（くびき）〔高田〕や出羽国長瀞（ながとろ）で**質地（しっち）騒動**が起きたため，翌年には廃止された。

E　幕領における**定免法（じょうめんほう）・五公五民の採用**

従来は**検見法（けみほう）**で，基本的に**四公六民**であった。

☆**財政の安定と増収が見込め**，代官の不正も防止したが，農民間の貧富の差を拡大させることにもなった。

F　株仲間の公認

間接的な物価・流通統制をはかるため，あえて独占的な営業を認めた。

G　**米価の調節**⇒吉宗は“**米公方（こめくぼう）〔八木将軍（はちぼくしょうぐん）〕**”とよばれる

大坂の堂島（どうじま）米市場を公認（1730年）するなど，さまざまな政策で「米価安（べいかやす）」「諸色高（しょしきだか）」打開をはかった。

H　元文（げんぶん）金銀〔文字（ぶんじ）金銀〕への改鋳（かいちゅう）（1736年）

享保の飢饉（1732年）による米価高騰（こうとう）に対応し，享保金銀に比べ量・質ともに半分に落とした。

⑥殖産興業

A　**新田開発の奨励**

江戸日本橋に高札を立て，**町人請負新田を奨励**（1722年）

☆武蔵野新田・見沼新田（武蔵国），飯沼新田（下総国），**紫雲寺潟新田（越後国）**などが実現したが，期待したほどの効果はなかった。

B　**商品作物栽培の奨励**

甘藷〔さつまいも〕，**甘蔗**〔さとうきび〕，櫨〔蠟の原料〕，朝鮮人参など。

☆甘藷の栽培は**青木昆陽〔甘藷先生〕**が提案。

C　**実学の奨励**

あ　**漢訳洋書輸入の禁を緩和（1720年）**

禁書令（1630年）を改め，**キリスト教に関係のない漢訳洋書の輸入を許可。**

い　**青木昆陽・野呂元丈にオランダ語を学ばせる**

青木昆陽は『和蘭文字略考』，野呂元丈は『阿蘭陀本草和解』を著し，**洋学〔蘭学〕興隆の基礎となる。**

---

⑦結果

A　**幕府財政の一時的再建に成功**

御三卿〔田安・一橋・のちに９代将軍家重の時に清水〕も新設した吉宗は“幕府中興の祖”とされる。

☆幕領の石高は１割以上増加し，年貢収入も増大した。

B　**享保の飢饉（1732年）**・年貢増徴・緊縮財政の悪影響

百姓一揆が頻発，江戸で初の打ちこわしも起きる。

C　封建社会の矛盾が激化

幕藩体制の限界が露見。

２　田沼時代

10代将軍家治の治世。９代家重の小姓から登用され，1772年にはじめて側用人から**老中**となった**田沼意次**が実権を握る。(1767年ごろ～86年)

①性格

A　**側近政治の完全復活**

☆前代の９代家重も側用人大岡忠光を登用していた。

B　**徹底した現実主義，商品貨幣経済の発達に積極的に対応**

☆再びゆきづまり出した幕府財政を再建するため，年貢増徴に頼らず民間の経済活動を活発にし，その富の一部を財源に取り込もうとした。

☆**賄賂や縁故政治の横行を招く。**

---

②商業資本の積極的利用

物価・流通統制と**運上〔運上金〕**・**冥加〔冥加金〕**の徴収がねらい。

A　**専売制**の拡大

特定の御用商人に，幕府直営の**銅座**・鉄座・真鍮座・朝鮮人参座などを新たに組織させる。

B　**株仲間の奨励**

都市問屋商人の仲間に株(営業独占などの特権)を認めるかわりに，運上・冥加を納めさせる。

☆農民や在郷商人は，流通の独占に激しく反発。

C　**印旛沼・手賀沼(下総国)の干拓**

江戸・大坂の商人の力を借り，**新田開発**・水運の利便・洪水抑止などをはかり，工事はほぼ完成に近づいたが，利根川大洪水などが原因で挫折。

---

③蝦夷地の開発計画・対露貿易計画

A　**工藤平助『赤蝦夷風説考』**の意見を採用

工藤平助は仙台藩の医師。1778年，ロシア船の厚岸来航を背景とする。

B　**最上徳内の北方探査(1785年～)**

蝦夷地・千島列島を探査，アイヌとの交易の実態や新田開発・鉱山開発・ロシア貿易の可能性などを調査。

---

④長崎貿易の拡大

銅、俵物などで支払いを行い，貨幣鋳造のための**金・銀輸入をはかる**積極策を展開。

---

⑤計数銀貨(けいすう)の鋳造

商取引の円滑化(えんかつか)をめざし，金貨中心の貨幣制度への統一をはかる。

☆明和五匁(もんめ)銀（1765年），**南鐐(なんりょう)二朱銀**（1772年〜）。

---

⑥結果

A　収入は年貢一辺倒(いっぺんとう)ではなくなったが，**商品貨幣経済の急速な進展が，都市・農村で階層分化(かいそうぶんか)を引き起こした。**

☆農村では，村役人たちが**地主手作(てづくり)**を行うとともに田畑を集め**地主**に成長し，**豪農**とよばれた。

☆都市では地主・家持が減少し，住民の多くが地借・店借(たながり)・商家奉公人となった。また，出稼ぎなどで農村部から流入する者も増加した。

B　**賄賂・縁故政治への不評**

幕府役人と商人の癒着(ゆちゃく)が進行。

C　武士本来の士風(しふう)が退廃(たいはい)

文人的(ぶんじんてき)武士が出現し，武士の町人化が進行。

☆田沼の大胆な改革に刺激を受けて，民間の学問・芸術は多様な発展をとげる。⇒宝暦(ほうれき)・天明期の文化

D　**天災の頻発**

目黒行人坂(ぎょうにんざか)の大火〔明和の大火〕（1772年），**天明の飢饉（1782年〜87年）**，**浅間山大噴火(あさまやまだいふんか)（1783年）**など。

☆それにともない，**百姓一揆・打ちこわしが激増。**

E　**田沼意知(おきとも)（若年寄，意次の子）殺害事件**（1784年）

私憤(しふん)から，旗本の佐野政言(まさこと)〔“世直し大明神(だいみょうじん)”〕に殿中(でんちゅう)で刺殺される。

F　田沼意次老中罷免(ひめん)（1786年）

10代家治の死去にともない完全に失脚。多くの政策も中止となった。

３　寛政の改革

11代将軍家斉（一橋家出身）の初期治世。白河藩主から**老中首座・**将軍補佐となった**松平定信（田安家出身）**が，幕政改革を厳しく推進。**（1787年～93年）**

①背景

A　田沼時代の混乱と，江戸・大坂など全国30余りの主要都市における**天明の打ちこわし（1787年）**。

B　**松平定信の登場**

８代将軍吉宗の孫，御三卿田安宗武の子。田沼意次の画策で白河藩主の養子となる。

☆引退後は白河楽翁とよばれ，**随筆『花月草紙』**や**自伝『宇下人言』**を著す。

---

②性格

A　復古理想主義

祖父吉宗の享保の改革を手本とし，**側近政治を廃止**。老中・若年寄ら譜代の集団指導制をとる。

B　**農村の復興**と商業資本の抑圧による財政再建をはかる。

---

③政治・風俗の粛正

A　**士風の刷新(さっしん)**

　文武(ぶんぶ)奨励・綱紀粛正

B　**倹約令**

　大名・旗本に指令，庶民生活にも及ぶ。

C　**寛政異学(いがく)の禁**(1790年)⇒教学統制と朱子学振興が目的

　朱子学を正学(せいがく)とし，聖堂学問所における異学(陽明学・古学・折衷(せっちゅう)学・考証学)の講義・研究を禁止。⇒大学頭(だいがくのかみ)林信敬(のぶたか)へ命じ，林述斎(じゅっさい)が引き継ぎ推進。

　☆林家(りんけ)以外の推進役として**寛政の三博士(はかせ)(柴野栗山(しばのりつざん)・尾藤二洲(びとうじしゅう)・岡田寒泉(かんせん)〔のち古賀精里(せいり)〕)**を儒官に任命。

　☆1797年，聖堂学問所を**昌平坂学問所(しょうへいざか)〔昌平黌(こう)〕と改め官立化。**

D　**洒落本(しゃれぼん)・黄表紙(きびょうし)の処罰**⇒民間に対する**出版統制令**

　山東京伝『仕懸(しかけ)文庫』(洒落本)，恋川春町(こいかわはるまち)『鸚鵡返文武二道(おうむがえしぶんぶのふたみち)』**(黄表紙)を発禁処分**，版元(はんもと)の**蔦屋重三郎(つたやじゅうざぶろう)**も処罰。

E　**林子平(はやししへい)**〔六無斎(ろくむさい)〕**の処罰**(1792年)

　前年に刊行された『**海国兵談(かいこくへいだん)**』の版木(はんぎ)を没収，蟄居(ちっきょ)を命じる。

　☆林子平は高山彦九郎・蒲生君平(がもうくんぺい)とともに“寛政の三奇人”とされ，『**三国(さんごく)通覧図説(つうらんずせつ)**』の著者としても有名。

F　湯屋(ゆや)における男女混浴の禁止

G　農村における芝居の禁止

---

④商業資本の抑圧

A　鉄座・真鍮(しんちゅう)座・朝鮮人参座などの解散

　年貢確保のため，商品作物栽培を抑制。

B　**棄捐令(きえんれい)**〔蔵宿(くらやど)棄捐令〕**(1789年)⇒旗本・御家人の救済策**

　札差(ふださし)〔蔵宿〕に対する６年以前の借金を帳消(ちょうけ)し，５年以内の借金は低利で年賦(ねんぷ)返済。

　☆約120万両の損失となる札差には，幕府が低利(ていり)で融資。

　☆また，旗本たちの以後の生活資金として貸金会所を設け，低利貸付を行った。

---

⑤農村復興策⇒背景＝天明の飢饉（1782年〜87年）

A　**囲米の制**　（1789年）

備荒貯蓄のため，大名に１万石につき50石の囲米を命じる。

☆常平倉・義倉・社倉の三倉も整備した。

B　**旧里帰農令**（1790年）・百姓の出稼ぎ制限

正業をもたない江戸在住者に対し，資金を与え帰村・帰農を奨励。

☆農村人口の確保と都市人口の抑制を目的としたが，完全な失敗に終わった。

C　その他

農村への公金貸付，助郷役の軽減，不良代官の粛清など。

---

⑥都市政策⇒天明の打ちこわし（1787年）後の再建策

両替商を中心とする10名の豪商を**勘定所御用達**として幕府に登用，米価調節や江戸町会所の運営に協力させる。

A　物価引き下げ令

B　**人足寄場**（1790年）⇒江戸の治安維持政策

火付盗賊改長谷川平蔵の提案で，江戸**石川島**に設置。無宿人などの強制収容・職業訓練にあてる。

☆同時に江戸の人別改めを強化した。

C　**七分積金**（1791年）⇒江戸の治安維持政策

江戸町入用の節約分の７割を積み立てて江戸町会所で運用し，飢饉・災害時の貧民救済や下層町人への低利金融にあてる。

☆幕府も２万両を補助。

---

⑦海防の強化と貿易の縮小

伊豆国・相模国の海岸巡視を開始。また，江戸湾と蝦夷地の海防強化を諸藩に命じた。

☆1789年のアイヌによるクナシリ・メナシの蜂起や，1792年のロシア人ラクスマンの根室来航を契機とする。

---

⑧結果

A　**幕政の一時的緊張**

その後も基本政策は引き継がれ，幕政の相対的安定期を生み出す。

B　**諸勢力の反発**

とくに大奥や都市民衆から，厳しい統制･倹約の強要に対する不満が増大。

☆**「世の中に蚊ほどうるさきものはなし　ぶんぶ〔文武〕というて夜も寝られず」**

「どこまでもかゆき所に行きとどく　徳ある君の孫の手なれば」

「白河の清きに魚の住みかねて　もとの濁りの田沼恋しき」

C　財政再建・武士救済には基本的に無策

独りよがりの精神論にとどまり，効果が出る前に失脚。

D　**尊号一件（1789年～93年）**

後桃園天皇の急死（1779年）後，閑院宮家から迎えられた**光格天皇**と松平定信との対立。天皇の父である閑院宮典仁親王への「太上天皇」尊号宣下要請を，定信が頑なに拒否，武家伝奏を処分したことから朝幕関係が悪化。

☆11代家斉の父，一橋治済が「大御所」となることにも反対した定信は，将軍とも対立し，わずか６年で失脚した。

☆この事件を契機に朝幕間の協調関係は崩れ，天皇の権威が浮上し始めた。

４　江戸時代中期の藩政改革

①目標

財政難の克服と藩権力の高揚⇒百姓一揆の対策

---

②施策

A　農村の復興(営農資金の援助など)⇒いわゆる“お救い政策”

☆新田開発も推進。

B　特産物生産と**(藩)専売制**の実施

国産会所〔国産方・物産方〕を設け，領内の産物を**国産品**に指定し専売業務を行う。

☆藩が集荷・販売を独占し商業上の利益を得ようとしたが，厳しい流通統制が生産者の利益を阻害したため，**しばしば専売制反対の一揆が起きた**。

C　**藩札の発行**

即効性のある藩財政の立て直しをはかり発行，専売制実施の資金などにあてた。

---

③藩政改革の例⇒“**名君**“自ら改革にあたる

A　**細川重賢**　　　**(熊本藩〔外様〕)**⇒「宝暦の改革」

櫨栽培の奨励と蠟の専売，**藩校時習館**の設立など。

B　**上杉治憲〔鷹山〕(米沢藩〔外様〕)**

米沢織などの殖産興業，倹約奨励，**藩校興譲館**の再興など。

☆「為せば成る　為さねばならぬ何事も　成らぬは人の為さぬなりけり」

C　**佐竹義和**　　　**(秋田藩〔外様〕)**

勧農政策・殖産興業政策，**藩校明徳館**の設立など。

D　松平治郷〔不昧〕(松江藩〔親藩〕)

殖産興業政策にめざましい効果をあげる。

５　百姓一揆と打ちこわし

①背景

A　天災・地変の連続による凶作・飢饉の頻発(ひんぱつ)⇒**三大飢饉**など

あ　**享保の飢饉（1732年）**

西日本一帯。長雨(ながあめ)，冷害，いなご・うんかの大発生が原因。

☆幕府・各藩は積極的な“お救い政策”を行ったが，**江戸では初の打ちこわし**が起きた。

い　**天明の飢饉（1782年～87年）**

東北・関東地方を中心とする全国一帯。長雨，冷害，**浅間山大噴火**（1783年）などが原因。

☆一部の藩を除き，対策は不十分。江戸・大坂など主要都市で**天明の打ちこわし**が起きた（**1787年**）。

う　**天保の飢饉（1833年～36〔39〕年）**

東北を中心とする全国一帯。冷害・洪水などが原因。

☆幕府・各藩の対策は自領の利害を中心に行われたため，農村では飢饉が慢性化(まんせいか)，都市では米価が高騰(こうとう)した。その結果，**甲斐国郡内(ぐんない)騒動・三河国加茂(かも)一揆（1836年）**や**大塩の乱（1837年，大坂）**など，天領〔幕領〕でも大きな事件が起きた。

B　**幕藩領主の重税**

C　特権商人（都市問屋商人）の進出

D　高利貸しの返済請求

②展開⇒一揆は3000件，打ちこわしは500件以上

幕府・諸藩は要求を一部認めることもあったが，多くは武力で鎮圧し指導者を厳罰に処した。しかし，弾圧にも関わらず一揆は増加し続け，凶作や飢饉のさいには各地で同時に多発した。

A　愁訴・強訴・逃散など（17世紀前半）

徳川氏の支配に抵抗する旧武士層（＝土豪）も参加。村ぐるみの逃散など，中世一揆の名残が大きい。

B　**代表越訴型一揆**　（17世紀後半）

村の代表者である名主層（下総国**佐倉惣五郎**・上野国磔茂左衛門ら⇒**義民**）の領主への**直訴**。

☆年貢減免・不良代官の罷免などを要求，小規模で件数も少ない。

C　**惣百姓一揆**　（17世紀末～）

あらゆる階層の農民が総動員された一揆。広域的で大規模な，百姓一揆の典型。**傘連判状**を作成し，主謀者を隠すことが多い。藩全域で発生するものを**全藩一揆**，複数の幕領と藩領で発生するものを幕藩一揆という場合がある。

☆年貢減免・不良代官の罷免だけでなく，**専売制反対**・国産品への運上賦課反対などの要求も登場。藩の政策に協力する商人や村役人も襲撃した。

1686年　嘉助騒動　（信濃国，松本藩）
1738年　**元文一揆**　（陸奥国，磐城平藩）
1754年　久留米一揆　（筑後国，久留米藩）
1754年～郡上一揆　（美濃国，郡上八幡藩）

D　**世直し一揆（19世紀前半～〔おもに幕末〕）**

貧農層が，小作地・質地の返還〔土地の再分配〕，商人・高利貸しの特権排除，村役人の入札制度などを要求し，**豪商・村役人などを襲撃**。

☆領主に対する訴えは希薄で，村方騒動と連動する場合が多い。

E　その他の一揆

1764年～　**伝馬騒動**（信濃国・上野国・下野国・武蔵国）
☆街道沿いの農民が伝馬役の一種である助郷役の負担増に反対した広域闘争。

1856年～　**渋染一揆（備前国，岡山藩）**
☆被差別民が，藩の差別強化政策に反対した闘争。

F　その他の闘争

あ　**打ちこわし**(18世紀前半～)

農村・都市の貧民層が，豪農・豪商・高利貸しなどを襲い，店舗・家屋などを破壊する行為。百姓一揆は打ちこわしをともなう場合が多いが，単独でいうときにはおもに都市で発生するものをさす。

い　**国訴**(こくそ)　**(18世紀半ば～)**

在郷商人の主導により，商品作物の生産者である農民が，**領主・都市問屋商人の流通独占に反対**して起こした**合法的訴訟**。

☆**畿内で発生**した広域請願(せいがん)闘争。綿花(めんか)・菜種(なたね)の流通問題をめぐる，摂津・河内(かわち)・和泉(いずみ)の国訴(1823年～)が有名。

う　**村方騒動**(むらかたそうどう)　**(18世紀後半～)**

村役人の不正・特権に対する貧農の村政改革要求闘争。村入用(むらいりよう/むらにゅうよう)の公開や村役人の交代などを求めた。領主に直接抵抗する形態はとらないが，小作権をめぐり百姓一揆と連動することも多かった。

---

③特色

一時的・分散的で，社会運動として結束できず，参加者もほぼ貧民に限られた。

---

④意義

領主支配が後退し，封建社会の基礎が動揺。

６　江戸時代後期の経済発展

①生産形態の発展

農村家内工業⇒問屋制家内工業⇒工場制手工業〔マニュファクチュア〕

☆生産工程の分化と地域的専業化が進展。

---

②商品流通ルートの多様化（たようか）

A　**在郷商人の成長**

あ　**消費地への直送ルートを開拓**

い　**都市問屋商人の流通独占に反対**

☆畿内では合法的訴訟である**国訴**を起こす。

B　諸藩の動き

専売制を実施，国産品を三都へ直送。

C　**江戸地廻り（じまわ）経済圏**の発達

幕府が江戸市場（しじょう）の自立をめざし，地廻り経済を育成。

☆**地廻り物**の特産地が成立（秩父・八王子の生糸・絹織物，武州木綿（ぶしゅうもめん），青梅（おうめ）の材木）など。

☆在郷商人の成長・階層分化の進行などにより**江戸周辺の農民が江戸に流入，関東農村の荒廃が進む。**

D　**大坂市場の地位低下**

天保期には大坂問屋商人が扱う商品量が激減。

☆上記ＡＢＣや内海船（うつみぶね）（尾州（びしゅう）廻船）など，**独自の流通ルートが各地で開拓されたため。**

〈*Note*〉

第 15 講　確認問題

1　８代将軍吉宗のもとで代官に登用された，東海道川崎宿の名主で，『民間省要』の著者とは？

①大岡忠相　②神尾春央　③田中丘隅　④室鳩巣

2　1742年，従来の法令・判例を集め，裁判・刑罰の基準や連坐制の緩和などを定めたものとは？

①公事方御定書　②御触書寛保集成　③棄捐令　④傘連判状

3　1730年，吉宗が公認した卸売市場とは？

①堂島の米市　②雑喉場の魚市　③天満の青物市　④日本橋の魚市

4　厳密には親藩大名ではない「御三卿」として不適切なものを選べ。

①保科家　②田安家　③一橋家　④清水家

5　田沼意次が運上・冥加を得るために奨励したものとは？

①上げ米　②定免法　③新田開発　④株仲間

6　仙台藩の医師である工藤平助の著書とは？

①『政談』　②『赤蝦夷風説考』　③『三国通覧図説』　④『自然真営道』

7　田沼時代に起きた大飢饉とは？

①寛政の飢饉　②享保の飢饉　③天明の飢饉　④天保の飢饉

8　11代将軍家斉の出身とは？

①尾張徳川家　②田安家　③一橋家　④清水家

9　“寛政異学の禁”で正学とされた学問(儒学)とは？

①朱子学　②陽明学　③古学　④折衷学

10　出版統制令により処罰された洒落本『仕懸文庫』の著者とは？

①山東京伝　②恋川春町　③為永春水　④柳亭種彦

11　藩校時習館を設置するなど「宝暦の改革」を行った熊本藩主とは？

①細川重賢　②上杉治憲〔鷹山〕
③佐竹義和　④松平治郷〔不昧〕

12　在郷商人の主導により，畿内で農民たちが起こした合法的訴訟とは？

①代表越訴型一揆　②伝馬騒動　③渋染一揆　④国訴

解答

1	③	2	①	3	①	4	①	5	④
6	②	7	③	8	③	9	①	10	①
11	①	12	④						